

水質汚濁防止法に基づく有害物質使用特定施設（有害物質貯蔵指定施設）に関する点検計画表（例）

※本計画表については、あくまで参考例であるため、適宜事業者の実情に応じて修正して使用すること。

令和〇年度 点検計画表

施設名	対象	適用基準	点検内容	点検実施者	点検時期
特定施設 A	本体	—	・代表的な部位点検、ひび割れ等その他異常の有無	施設管理部署の担当者による目視確認	5月中旬
	床面及び周囲	A	・床面のひび割れ、被覆の損傷その他異常の有無 ・防疫邸堤等のひび割れその他の異常の有無	施設管理部署の担当者による目視確認	5月中旬
	接続する配管等	A	・配管等の亀裂、損傷その他の異常の有無 ・配管等からの有害物質を含む水の漏えいの有無	施設管理部署の担当者による確認	6月中旬 12月中旬
	使用の方法	—	・作業手順についての確認 ・設備の作動状況及び適切な運転の点検についての確認 ・有害物質を含む水が漏えいした場合の手順についての確認	現場管理者による確認	4月上旬
特定施設 B	本体	—	・代表的な部位点検、ひび割れ等その他異常の有無	施設管理部署の担当者による目視確認	5月中旬
	床面及び周囲	A	・床面のひび割れ、被覆の損傷その他異常の有無 ・防疫邸堤等のひび割れその他の異常の有無	施設管理部署の担当者による目視確認	5月中旬
	接続する配管等	B	・観測井の有害物質の濃度の測定	採水後検査業者への委託	6・9・12・3月
	接続する排水溝等	A	・排水溝等のひび割れ、被覆の損傷その他異常の有無	施設管理部署の担当者による確認	9月下旬
	使用の方法	—	・作業手順についての確認 ・設備の作動状況及び適切な運転の点検についての確認 ・有害物質を含む水が漏えいした場合の手順についての確認	現場管理者による確認	4月上旬
貯蔵指定施設 C	本体	—	・代表的な部位点検、ひび割れ等その他異常の有無	施設管理部署の担当者による目視確認	6月中旬
	床面及び周囲	A	・床面のひび割れ、被覆の損傷その他異常の有無 ・防疫邸堤等のひび割れその他の異常の有無	施設管理部署の担当者による目視確認	6月中旬
	接続する配管等	B	・観測井の有害物質の濃度の測定	採水後検査業者への委託	6・9・12・3月
	接続する排水溝等	A	・排水溝等のひび割れ、被覆の損傷その他異常の有無	施設管理部署の担当者による確認	10月上旬
	使用の方法	—	・作業手順についての確認 ・設備の作動状況及び適切な運転の点検についての確認 ・有害物質を含む水が漏えいした場合の手順についての確認	現場管理者による確認	4月上旬
貯蔵指定施設 D	本体	A	・湛水試験による漏えいの有無の確認	検査業者への委託による確認	8月中旬
	接続する配管等	B	・観測井の有害物質の濃度の測定	採水後検査業者への委託	6・9・12・3月
	使用の方法	—	・作業手順についての確認 ・設備の作動状況及び適切な運転の点検についての確認 ・有害物質を含む水が漏えいした場合の手順についての確認	現場管理者による確認	4月上旬

水質汚濁防止法に基づく有害物質使用特定施設（有害物質貯蔵指定施設）に関する点検記録表（例）

1) 点検記録表の例

※本計画表については、あくまで参考例であるため、適宜事業者の実情に応じて修正して使用すること。

①点検対象となる有害物質使用特定施設等

施設の設置場所	○棟 ○階	施設名称	71の2イ 洗浄施設
有害物質の種類		該当施設	有害物質使用特定施設・有害物質貯蔵指定施設

点検結果

②点検年月日	点検の実施と記録の保存 (夏季【点検結果の記録と保存】参照)				④点検実施責任者の氏名		印	
					④点検を実施した者の氏名		印	
③点検対象と点検方法及び結果								
床面及び周囲		施設本体		(地上配管)配管等		上層階からの漏えい		
	点検方法	点検結果	点検方法	点検結果	点検方法	点検結果	点検方法	点検結果
RO年6月○日	目視・その他	異常なし・異常,漏洩あり	目視・その他	異常なし・異常,漏洩あり	目視・その他	異常なし・異常,漏洩あり	目視・その他	異常なし・異常,漏洩あり
RO年9月○日	目視・その他	異常なし・異常,漏洩あり	目視・その他	異常なし・異常,漏洩あり	目視・その他	異常なし・異常,漏洩あり	目視・その他	異常なし・異常,漏洩あり
RO年12月○日	目視・その他	異常なし・異常,漏洩あり	目視・その他	異常なし・異常,漏洩あり	目視・その他	異常なし・異常,漏洩あり	目視・その他	異常なし・異常,漏洩あり
RO年3月○日	目視・その他	異常なし・異常,漏洩あり	目視・その他	異常なし・異常,漏洩あり	目視・その他	異常なし・異常,漏洩あり	目視・その他	異常なし・異常,漏洩あり
異常に対する措置	異常等に対する措置等の詳細は別紙「定期点検で異常等が確認された場合の記録表」に記載のあるとおり							
備考								
点検の事例紹介	【施設本体、床面及び周囲、付帯する地上配管】							
【点検結果の記録と保存】 点検を行ったときは、改正水濁法により、点検結果を記録し、保存しなければならないことが定められている。また、改正水濁法施行規則により、点検結果の記録を3年間保存することが義務付けられている。ただし、万一発生する将来の地下水汚染の原因調査等に備えて、3年間を超えて、できるだけ長期にわたって保存することが望ましい。記録する事項は、改正水濁法施行規則第9条の2の3において、次のように規定されている。								

2) 異常等が確認された場合の記録表の例

※本計画表については、あくまで参考例であるため、適宜事業者の実情に応じて修正して使用すること。

水質汚濁防止法 有害物質使用特定施設（有害物質貯蔵指定施設）定期点検で異常等が確認された場合の記録表

①異常等が確認された特定有害物質使用特定施設	
②異常等を確認した年月日	令和〇年〇月〇日
③異常等の内容	⑤補修その他の必要な措置を講じた時は、その内容（再発防止の検討を含む）
【想定される異常の原因】	
【写真貼付欄】	
④異常等を確認した者の氏名	
<p>【点検結果の記録と保存】</p> <p>⑤点検の結果に基づいて補修その他の必要な措置を講じた時は、当該措置の内容また、定期点検以外であっても、有害物質使用特定施設等に係る異常又は有害物質を含む水の漏えいが確認された場合には、定期点検に準じた取り扱いとすることとし、以下に掲げる事項を記録し、これを3年間保存するよう努めるものとする。</p> <p>① 異常等が確認された有害物質使用特定施設等、②異常等を確認した年月日、③異常等の内容、④異常等を確認した者の氏名、⑤補修その他の必要な措置を講じた時はその内容</p>	